

## 訪問介護事業所すこやか友が丘 指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業・同行援護事業 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人北須磨保育センターが設置する訪問介護事業所すこやか友が丘（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護事業及び指定重度訪問介護事業、同行援護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護及び指定重度訪問介護、同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者（障害児を含む。以下同じ。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年更生労働省令第58号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護事業所すこやか友が丘
- (2) 所在地 兵庫県神戸市須磨区友が丘3丁目126

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）  
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 5名（常勤 1名、常勤兼務 1名、非常勤 3名）

サービス提供責任者は①訪問介護計画の作成②利用申し込みの調整③利用者の状態変化、サービスへの意向の定期的な把握④居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議出席等）⑤訪問介護員に対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達⑥訪問介護員の業務の実施状況の把握⑦訪問介護員の業務管理⑧訪問介護員に対する研修、技術指導等を行う。

（3）従業者 23名（非常勤専従 23人）

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える職員を置くことができる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。  
但し、12月29日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。
- （3）サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。  
但し、12月29日から1月3日までを除く。
- （4）サービス提供時間 午前8時から午後7時までとする。

（主たる対象者）

第6条 事業所において、指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障害者
- （2）知的障害者
- （3）障害児
- （4）精神障害者

（指定居宅介護等の内容）

第7条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- （1）居宅介護計画・重度訪問介護計画の作成
- （2）身体介護
  - ① 食事の介護
  - ② 排泄の介護
  - ③ 衣類着脱の介護
  - ④ 入浴の介護
  - ⑤ 身体の清拭、洗髪
  - ⑥ その他必要な身体の介護
- （3）家事援助
  - ① 調理

- ② 衣類の洗濯、補修
  - ③ 住居等の掃除、整理整頓
  - ④ 生活必需品の買い物
  - ⑤ その他必要な家事
- (4) 通院等の介助
- (5) 重度訪問介護
- 重度の肢体不自由者であつて常時介護を有する者に対して、身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護等の支援を行う。
- (6) 同行援護
- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時ににおいて当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供する。
- (7) 前各号に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

- 第8条 指定居宅介護等を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護等にかかる利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払を受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に對し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、神戸市須磨区、垂水区とする。

(緊急時・事故発生時の対応及び損害補償)

- 第10条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

- 第11条 提供した指定居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定居宅介護等に関し、障害者自立支援法第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(虐待防止・身体拘束の禁止のための措置)

- 第12条 利用者の人権の擁護、虐待・身体拘束の防止等の為、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止・身体拘束の禁止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止・身体拘束の禁止の為の指針の整備

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項を社会福祉法人北須磨保育センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計

画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為の指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止の為の訓練の定期的な実施。

(ハラスメントに関する事項)

第16条 本事業所は適切なサービス提供をする観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（以下、ハラスメント等）により職員等の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じる。また、本事業所関係者以外のサービス利用者等からのハラスメント等に関しても職場におけるハラスメント等の防止の為の雇用管理上の必要な措置を講じる。

附 則 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規程は、平成20年12月15日改訂。

この規程は、平成22年5月1日改訂。

この規程は、平成23年11月1日改訂。

この規程は、平成30年4月1日改訂。

この規定は、令和6年4月1日改訂。